



県章

滋賀県公報

令和7年（2025年）
3月28日
第600号
金曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則

※滋賀県漁業調整規則の一部を改正する規則（水産課）..... 2

○ 告 示

※滋賀県土地利用に関する指導要綱の一部改正（県民活動生活課）..... 2

※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正（イノベーション推進課）..... 2

※滋賀県産業立地推進要綱の一部改正（産業立地課）..... 3

※滋賀県産業立地促進資金融資要綱の廃止（産業立地課）..... 3

※騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定の一部改正（環境政策課）..... 3

※新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域の一部改正（環境政策課）..... 3

地域森林計画の公表（森林政策課）..... 4

地域森林計画の変更の公表（森林政策課）..... 4

木材業者の登録（びわ湖材流通推進課）..... 4

通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨（森林保全課）..... 4

青少年に有害な図書等の指定（子ども家庭支援課）..... 4

えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業の制限措置および許

可または起業の認可の申請期間（水産課）..... 5

道路区域の変更（道路保全課）..... 6

道路の供用開始（道路保全課）..... 8

道路の占用を制限する区域の指定（道路保全課）..... 8

都市計画事業の変更の認可（都市計画課）..... 14

地方自治法に基づく指定管理者の指定（住宅課）..... 14

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）..... 15

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告（農政課）..... 15

公共測量実施公告（監理課）..... 17

淀川水系志賀・大津圏域河川整備計画変更公告（流域政策局）..... 17

淀川水系湖東圏域河川整備計画変更公告（流域政策局）..... 17

○ 教 育 委 員 会 告 示

指定技能教育施設の連携科目等の指定の解除（高校教育課）..... 18

○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

内水面漁場管理委員会指示

コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示..... 18

○ 内水面漁場管理委員会告示

内水面第5種共同漁業権漁場における令和7年度の目標増殖量..... 18

○ 企 業 庁 規 程

※滋賀県企業庁電子署名規程の一部改正..... 19

※滋賀県企業庁に係る行政手続き等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正..... 19

○ 正 誤

令和4年3月29日付け第295号滋賀県告示第138号中..... 20

規		則	
滋賀県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。			
令和7年3月28日			
		滋賀県知事	三日月大造
滋賀県規則第15号			
滋賀県漁業調整規則の一部を改正する規則			
滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）の一部を次のように改正する。			
第49条に次の1項を加える。			
2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。			
第57条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。			
第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。			
別表第4に次のように加える。			
東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域		4月1日から5月31日まで	ほんもろこ
東近江市朧光寺町にある朧光寺川の朧光寺橋下流端から大橋上流端までの区域			
近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域			
付 則			
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第57条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。			
2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定にあつては、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。			

告		示	
滋賀県告示第120号			
滋賀県土地利用に関する指導要綱（昭和48年滋賀県告示第407号）の一部を次のように改正する。			
令和7年3月28日			
		滋賀県知事	三日月大造
第8条第1項第3号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第3条の宅地造成工事規制区域内」を「第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内」に改め、「規定する宅地造成」の右に「もしくは同条第3号に規定する特定盛土等」を、「関する工事」の右に「または同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行う同号に規定する特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第28条第1項に規定する規模のものに限る。）に関する工事」を加える。			
別表第2第12号中「第16条」を「第24条」に改める。			
付 則			
この告示は、令和7年4月1日から施行する。			

滋賀県告示第121号			
滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱（昭和61年滋賀県告示第173号）の一部を次のように改正する。			
令和7年3月28日			
		滋賀県知事	三日月大造
別表第2項第1号の表分析機器の部に次のように加える。			
	紫 外 可 視 近 赤 外 分 光 光 度 計	890	
付 則			

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第122号

滋賀県産業立地推進要綱（平成 9 年滋賀県告示第416号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この要綱において「工場等」とは、工場（統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業を営む事業所をいう。以下同じ。）および研究所（日本標準産業分類に規定する自然科学研究所（専ら製造業を営む事業者が設置するものに限る。）をいう。）をいう。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

付 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第123号

滋賀県産業立地促進資金融資要綱（平成 9 年滋賀県告示第417号）は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 7 年 3 月 28 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県告示第124号

平成13年滋賀県告示第196号（騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

表備考に規定する類型をあてはめる地域を表示する図面のうち、竜王町に係るものを変更し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部環境政策課および滋賀県東近江環境事務所ならびに竜王町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

付 則

この告示は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

滋賀県告示第125号

平成13年滋賀県告示第200号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

表中

「	野	州	市	市の一部の地域	I、II	を
	竜	王	町	町の一部の地域		
「	野	州	市	市の一部の地域	I、II	に

改める。

表備考に規定する類型をあてはめる地域を表示する図面のうち、草津市および野洲市に係るものを変更し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部環境政策課および滋賀県南部環境事務所ならびに草津市役所および野洲市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

付 則

この告示は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

滋賀県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき湖北地域森林計画（計画期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで）をたてたので、同法第6条第7項の規定により公表する。

この関係書類は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県湖北森林整備事務所、滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所および湖北森林計画区内の各市町役場に備え置き一般の縦覧に供する。

なお、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/329974.html>）でも閲覧することができる。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき湖南地域森林計画（計画期間 令和4年4月1日から令和15年3月31日まで）を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表する。

この関係書類は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所および湖南森林計画区内の各市町役場に備え置き一般の縦覧に供する。

なお、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/329974.html>）でも閲覧することができる。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県告示第128号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号）第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

地 方 機 関 名	木 材 業 者	
	住 所	氏 名
中部森林整備事務所	近江八幡市安土町石寺1304	木瀬実

滋賀県告示第129号

令和4年滋賀県告示第73号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を竜王町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 蒲生郡竜王町大字西川字中筋536－5
- 2 通知の内容の要旨 令和4年滋賀県告示第73号のとおり

滋賀県告示第130号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）第11条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定した。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等	理 由
------	-----	-----	---------	-----

1	雑 誌	裏モノ J A P A N 2025 年 1 月 号	株式会社鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。 また、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれがある。
2	雑 誌	裏モノ J A P A N 2025 年 3 月 号	株式会社鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。 また、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれがある。
3	図 書	復讐の教科書 やられた 以上にやり返す報復のた めの100メソッド	株 式 会 社 三 オ ブックス	著しく青少年の粗暴性または残虐性を助 長し、その健全な育成を阻害するおそれ がある。 また、著しく青少年の犯罪または自殺を 誘発するおそれがある。
4	雑 誌	裏マニアックスー極太裏 事典ーG I G A	株 式 会 社 三 オ ブックス	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。 また、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれがある。
5	図 書	ラジオライフ 2025年 3 月 号	株 式 会 社 三 オ ブックス	著しく青少年の粗暴性または残虐性を助 長し、その健全な育成を阻害するおそれ がある。 また、著しく青少年の犯罪または自殺を 誘発するおそれがある。

滋賀県告示第131号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第103号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するえびたつべ漁業、同項第 8 号に規定するよし巻漁業、同項第 9 号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業、同項第11号に規定する延縄漁業および同項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 28 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 するもの）	定数なし	5 トン以下	127キロワッ ト以下	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 しないも の）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7 月 20 日 から翌年 4 月 30 日	滋賀県に 住所を有 する者

					まで	
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

滋賀県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、令和7年3月28日から令和7年4月11日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
	南郷桐生草津線	大津市稲津四丁目字河原田393番1地先から	変更後	最小16.2m } 最大29.0m	110.0m	管理区域の変更に伴う道路区域の変更
		大津市稲津四丁目字不退416番1地先まで	変更前	最小16.0m } 最大37.5m	110.0m	
		大津市里二丁目字宮ノ前409番1地先から	変更後	最小17.0m } 最大19.9m	87.0m	管理区域の変更に伴う道路区域の変更
		大津市里四丁目字東ノ前533番1地先まで	変更前	最小17.0m } 最大19.0m	87.0m	
			変更後	最小13.3m }	47.0m	道路法第24条工事（交差点改良）に伴う

県道	大房東横関線	近江八幡市東横関町字片羽 926番 1 地先から		最大 28.2m		道路区域の変 更
		近江八幡市東横関町字下野田 845番 1 地先まで	変更前	最小 11.7m } 最大 26.0m	47.0m	
	赤野井守山線	守山市赤野井町字西大鯰2259 番地先から	変更後	最小 12.6m } 最大 22.0m	13.0m	道路改良工事 （交 差 点 改 良）に伴う道 路区域の変更
		守山市赤野井町字西大鯰2259 番地先まで	変更前	最小 8.2m } 最大 15.6m	13.0m	
	近江八幡大津線	守山市洲本町字ヒラコ2696番 4 地先から	変更後	最小 15.6m } 最大 18.9m	251.6m	道路改良工事 （交 差 点 改 良）に伴う道 路区域の変更 （重用） 赤野井守山線 L＝22.0m
		守山市赤野井町字西大鯰2259 番地先まで	変更前	最小 15.6m } 最大 15.9m	251.6m	
	栗東信楽線	栗東市高野字下前田51番 1 地 先から	変更後	最小 9.0m } 最大 39.2m	342.9m	道路改良工事 （バイパス） に伴う道路区 域の変更 なお現道の供 用は従前のと おり （重用） 国道 1 号 L＝12.4m
		栗東市六地藏字梨子原617番 地先まで		最小 5.0m } 最大 13.1m	841.5m	
		栗東市高野字西浦321番 1 地 先から	変更前	最小 5.0m } 最大 13.1m	841.5m	
		栗東市六地藏字梨子原617番 地先まで				
	東湯舟甲賀線	甲賀市甲賀町高嶺字宮ノ前 1100番 2 地先から	変更後	最小 9.5m } 最大 22.4m	636.0m	道路改良工事 （歩道整備） に伴う道路区 域の変更
		甲賀市甲賀町高嶺字下台618 番 1 地先まで	変更前	最小 9.2m }	636.0m	

				最大 21.8m		
--	--	--	--	-------------	--	--

滋賀県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和7年3月28日から令和7年4月11日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
大野木志賀谷長浜線	長浜市本庄町字仏生海道726番地先から 長浜市本庄町字下橋本565番13地先まで	令和7.3.28	L＝753.5m
大房東横関線	近江八幡市東横関町字片羽926番1地先から 近江八幡市東横関町字下野田845番1地先まで	令和7.3.28	L＝47.0m
片岡栗東線	守山市勝部五丁目字南上赤目830番地先から 守山市千代町字正田82番4地先まで	令和7.3.28	L＝596.7m
東湯舟甲賀線	甲賀市甲賀町高嶺字宮ノ前1100番2地先から 甲賀市甲賀町高嶺字下台618番1地先まで	令和7.3.28	L＝636.0m
甲賀阿山線	甲賀市甲賀町滝字押才1875番1地先から 甲賀市甲賀町滝字押才1871番1地先まで	令和7.3.28 9時	L＝128.3m
	甲賀市甲南町池田字又木谷1331番4地先から 甲賀市甲南町野川字田中2270番地先まで	令和7.3.28 9時	L＝711.3m
南郷桐生草津線	大津市稲津四丁目字河原田393番1地先から 大津市里四丁目字総海道635番1地先まで	令和7.3.29	L＝993.4m

滋賀県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、令和7年3月28日から令和7年4月11日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 占用の制限の開始期日 令和7年4月1日
- 2 占用を制限する対象路線および区域・延長

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域 (起点から終点まで)	延 長 (k m)
国道	306号	犬上郡多賀町大君ヶ畑から 犬上郡多賀町多賀まで	17.2
国道	307号	蒲生郡日野町大字別所から 蒲生郡日野町大字日田まで	2.8
国道	421号	東近江市山上町から 東近江市蓼畑町まで	10.0
国道	477号	野洲市野田から 野洲市吉川まで	4.9
国道	477号	近江八幡市十王町から 近江八幡市江頭町まで	0.4
国道	477号	蒲生郡竜王町小口から 蒲生郡竜王町岡屋まで	1.9

国道	477号	東近江市市子沖町から 東近江市宮川町まで	2.5
国道	477号	蒲生郡日野町大字西大路から 蒲生郡日野町大字河原まで	3.0
国道	477号	蒲生郡日野町大字松尾から 蒲生郡日野町大字増田まで	3.9
県道	大津能登川長浜線	野洲市野洲から 野洲市小南まで	7.4
県道	野洲甲西線	野洲市三上から 野洲市南櫻まで	2.9
県道	野洲中主線	野洲市大篠原から 野洲市六条まで	5.6
県道	近江八幡守山線	野洲市高木から 野洲市西河原まで	7.0
県道	大津能登川長浜線	栗東市縫六丁目から 栗東市縫八丁目まで	0.5
県道	栗東信楽線	栗東市御園から 栗東市御園まで	0.6
県道	栗東志那中線	栗東市上鉤から 栗東市霊仙寺三丁目まで	2.8
県道	上砥山上鉤線	栗東市手原一丁目から 栗東市手原三丁目まで	0.5
県道	草津伊賀線	湖南市三雲から 湖南市三雲まで	1.3
県道	彦根八日市甲西線	湖南市岩根から 湖南市吉永まで	0.7
県道	竜王石部線	湖南市石部口二丁目から 湖南市菩提寺西三丁目まで	3.5
県道	野洲甲西線	湖南市菩提寺から 湖南市岩根まで	4.1
県道	大津能登川長浜線	近江八幡市十王町から 近江八幡市安土町下豊浦まで	9.8
県道	彦根近江八幡線	近江八幡市長命寺町から 近江八幡市長命寺町まで	0.6
県道	大津守山近江八幡線	近江八幡市友定町から 近江八幡市島町まで	7.9
県道	近江八幡守山線	近江八幡市大森町から 近江八幡市池田本町まで	1.1
県道	大津能登川長浜線	東近江市駄光寺町から 東近江市今町まで	1.2
県道	彦根八日市甲西線	東近江市建部南町から 東近江市小田苅町まで	2.2
県道	彦根八日市甲西線	東近江市八日市野々宮町から 東近江市建部日吉町まで	1.4
県道	湖東愛知川線	東近江市今在家町から 東近江市中里町まで	1.6
県道	多賀永源寺線	東近江市百済寺甲町から 東近江市政所町まで	8.3
県道	土山蒲生近江八幡線	東近江市市子松井町から	1.1

		東近江市市子殿町まで	
県道	石原八日市線	東近江市蛇溝町から 東近江市芝原町まで	1.8
県道	八日市蒲生線	東近江市大森町から 東近江市林田町まで	1.3
県道	八日市蒲生線	東近江市大塚町から 東近江市桜川東町まで	0.7
県道	栗見八日市線	東近江市建部日吉町から 東近江市五個荘築瀬町まで	5.0
県道	栗見八日市線	東近江市五個荘築瀬町から 東近江市栗見新田町まで	8.8
県道	土山蒲生近江八幡線	蒲生郡日野町大字大窪から 蒲生郡日野町大字大窪まで	0.1
県道	石原八日市線	蒲生郡日野町大字石原から 蒲生郡日野町大字蓮花寺まで	3.3
県道	大津能登川長浜線	彦根市日夏町から 彦根市下稲葉町まで	5.8
県道	彦根八日市甲西線	犬上郡甲良町小川原から 犬上郡豊郷町雨降野まで	5.0
県道	多賀醒井線	犬上郡多賀町久徳から 犬上郡多賀町霊仙まで	9.5
県道	愛知川彦根線	彦根市本庄町から 彦根市柳川町まで	2.6
県道	多賀永源寺線	犬上郡多賀町佐目から 犬上郡多賀町萱原まで	12.3
県道	多賀醒井線	米原市醒井から 米原市上丹生まで	2.6
県道	山東本巣線	米原市間田から 米原市甲津原まで	21.5
県道	小浜朽木高島線	高島市朽木麻生から 高島市朽木荒川まで	11.2
県道	小浜朽木高島線	高島市安曇川町五番領から 高島市安曇川町田中まで	0.7
県道	小浜朽木高島線	高島市安曇川町田中から 高島市安曇川町田中まで	0.6
県道	太田安井川線	高島市新旭町新庄から 高島市新旭町安井川まで	0.5
県道	海津今津線	高島市今津町南新保から 高島市今津町弘川まで	2.3
県道	海津今津線	高島市今津町南新保から 高島市今津町今津まで	0.6
県道	野洲停車場線	野洲市小篠原から 野洲市小篠原まで	0.8
県道	守山中主線	野洲市比江から 野洲市市三宅まで	1.0
県道	木部野洲線	野洲市木部から 野洲市比江まで	1.7
県道	希望が丘文化公園南線	野洲市小篠原から 野洲市南櫻まで	2.8

県道	小島野洲線	野洲市野洲から 野洲市三上まで	3.7
県道	六地藏草津線	栗東市六地藏から 栗東市手原一丁目まで	1.1
県道	六地藏草津線	栗東市坊袋から 栗東市目川まで	0.2
県道	川辺御園線	栗東市川辺から 栗東市川辺まで	0.3
県道	川辺御園線	栗東市上砥山から 栗東市御園まで	1.8
県道	片岡栗東線	栗東市出庭から 栗東市高野まで	2.4
県道	高野守山線	栗東市高野から 栗東市辻まで	0.4
県道	石部草津線	湖南市石部中央一丁目から 湖南市丸山二丁目まで	1.9
県道	安土停車場桑実寺本堂線	近江八幡市安土町下豊浦から 近江八幡市安土町桑実寺まで	1.4
県道	下豊浦鷹飼線	近江八幡市安土町下豊浦から 近江八幡市安土町下豊浦まで	0.2
県道	安土西生来線	近江八幡市安土町小中から 近江八幡市安土町上豊浦まで	5.2
県道	近江八幡停車場線	近江八幡市桜宮町から 近江八幡市中村町まで	0.4
県道	栗見新田安土線	近江八幡市安土町大中から 近江八幡市安土町下豊浦まで	4.6
県道	綾戸東川線	蒲生郡竜王町橋本から 蒲生郡竜王町綾戸まで	1.3
県道	高木八日市線	東近江市蛇溝町から 東近江市市辺町まで	2.2
県道	高木八日市線	東近江市高木町から 東近江市芝原町まで	8.2
県道	桜川西竜王線	東近江市市子川原町から 東近江市蒲生堂町まで	1.9
県道	相谷原柚線	東近江市山上町から 東近江市永源寺相谷町まで	1.5
県道	甲津畑山上線	東近江市上二俣町から 東近江市高木町まで	1.1
県道	福堂今線	東近江市福堂町から 東近江市今町まで	4.1
県道	柳川能登川線	東近江市伊庭町から 東近江市能登川町まで	0.4
県道	佐生五個荘線	東近江市五個荘金堂町から 東近江市五個荘金堂町まで	0.1
県道	佐生今線	東近江市神郷町から 東近江市今町まで	1.6
県道	雨降野今在家八日市線	東近江市今在家町から 東近江市中岸本町まで	3.4
県道	外八日市線	東近江市妹町から	3.9

		東近江市愛東外町まで	
県道	横溝秦荘線	東近江市横溝町から 東近江市北菩提寺町まで	0.9
県道	目加田湖東線	東近江市中岸本町から 東近江市小田苅町まで	1.5
県道	百済寺甲上岸本線	東近江市上岸本町から 東近江市百済寺甲町まで	12.1
県道	五個荘八日市線	東近江市五個荘北町屋町から 東近江市五個荘奥町まで	1.9
県道	中里山上日野線	東近江市中里町から 東近江市百済寺本町まで	2.0
県道	中里山上日野線	東近江市百済寺本町から 東近江市永源寺高野町まで	6.2
県道	中里山上日野線	東近江市高木町から 東近江市高木町まで	1.0
県道	桜川西中在寺線	東近江市桜川西町から 東近江市桜川東町まで	0.7
県道	増田水口線	蒲生郡日野町大字増田から 蒲生郡日野町大字増田まで	0.3
県道	西明寺水口線	蒲生郡日野町大字鎌掛から 蒲生郡日野町大字音羽まで	4.9
県道	日野徳原線	蒲生郡日野町大字三十坪から 蒲生郡日野町大字深山口まで	3.5
県道	中里山上日野線	蒲生郡日野町大字川原から 蒲生郡日野町大字杣まで	4.9
県道	桜川西中在寺線	蒲生郡日野町大字北脇から 蒲生郡日野町大字蓮花寺まで	1.8
県道	西明寺安部居線	蒲生郡日野町大字安部居から 蒲生郡日野町大字中之郷まで	2.8
県道	三津屋野口線	彦根市日夏町から 彦根市日夏町まで	0.4
県道	稲枝沢線	犬上郡豊郷町沢から 犬上郡豊郷町沢まで	0.2
県道	賀田山安食西線	彦根市賀田山町から 犬上郡豊郷町安食西まで	2.0
県道	神郷彦根線	彦根市西今町から 彦根市西今町まで	0.1
県道	豊郷停車場線	犬上郡豊郷町八目から 犬上郡豊郷町八目まで	0.2
県道	松尾寺豊郷線	犬上郡豊郷町吉田から 犬上郡豊郷町沢まで	2.1
県道	北落豊郷線	犬上郡豊郷町雨降野から 犬上郡豊郷町上枝まで	2.9
県道	多賀高宮線	犬上郡多賀町多賀から 犬上郡多賀町土田まで	2.4
県道	佐目敏満寺線	犬上郡多賀町川相から 犬上郡多賀町敏満寺まで	5.1
県道	敏満寺野口線	犬上郡甲良町尼子から 犬上郡甲良町尼子まで	1.2

県道	甲良多賀線	犬上郡甲良町在士から 犬上郡多賀町土田まで	3.1
県道	彦根環状線	彦根市戸賀町から 彦根市戸賀町まで	0.9
県道	安食西八目線	犬上郡豊郷町安食西から 犬上郡豊郷町石畑まで	2.1
県道	大野木志賀谷長浜線	長浜市鳥羽上町から 長浜市大戌亥町まで	5.3
県道	佐野長浜線	長浜市佐野町から 長浜市神照町まで	6.7
県道	朝妻筑摩近江線	米原市宇賀野から 米原市飯まで	0.3
県道	世継宇賀野線	米原市世継から 米原市飯まで	2.1
県道	樋口岩脇線	米原市樋口から 米原市岩脇まで	3.6
県道	大野木志賀谷長浜線	米原市大野木から 米原市菅江まで	3.5
県道	大野木志賀谷長浜線	愛知郡愛荘町松尾寺から 愛知郡愛荘町東出まで	1.9
県道	大鹿寺倉線	米原市大鹿から 米原市能登瀬まで	5.4
県道	能登瀬岩脇線	米原市能登瀬から 米原市岩脇まで	2.5
県道	天満一色線	米原市天満から 米原市長岡まで	2.2
県道	天満一色線	米原市長岡から 米原市一色まで	3.0
県道	間田長浜線	米原市春照から 米原市市場まで	1.7
県道	伊部近江線	米原市顔戸から 米原市顔戸まで	0.4
県道	山東伊吹線	米原市柏原から 米原市上野まで	6.7
県道	山東伊吹線	米原市上野から 米原市上野まで	0.4
県道	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町小荒路から 高島市マキノ町牧野まで	6.1
県道	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町寺久保から 高島市マキノ町沢まで	0.6
県道	中野新旭線	高島市安曇川町下古賀から 高島市新旭町安井川まで	3.4
県道	市場野田鴨線	高島市朽木市場から 高島市朽木柏まで	0.8
県道	市場野田鴨線	高島市野田から 高島市野田まで	0.3
県道	畑勝野線	高島市畑から 高島市音羽まで	8.6
県道	安曇川高島線	高島市安曇川町田中から	4.8

		高島市安曇川町拝戸まで	
県道	常磐木音羽線	高島市安曇川町常磐木から 高島市安曇川町音羽まで	4.6
県道	高島停車場線	高島市勝野から 高島市勝野まで	0.2
県道	藁園熊野本線	高島市新旭町藁園から 高島市新旭町旭まで	0.6
県道	北船木北畑線	高島市新旭町太田から 高島市新旭町太田まで	0.8
県道	南船木西万木線	高島市安曇川町南船木から 高島市安曇川町南船木まで	0.3
県道	南船木西万木線	高島市安曇川町青柳から 高島市安曇川町青柳まで	0.5
県道	今津マキノ線	高島市今津町弘川から 高島市今津町日置前まで	1.9
県道	白谷野口線	高島市マキノ町白谷から 高島市マキノ町在原まで	5.3
県道	藁生日置前線	高島市今津町上弘部から 高島市今津町日置前まで	3.6
県道	高島大津線	高島市新旭町饗庭から 高島市新旭町安井川まで	4.2
県道	麻生古屋梅ノ木線	高島市朽木麻生から 高島市朽木小川まで	31.5

3 制限の対象とする占有物件 新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占有を制限する理由 緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

滋賀県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年滋賀県告示第26号で認可した大津湖南都市計画道路事業の事業計画の変更を令和7年3月28日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 湖南市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業 都市計画道路3・6・801号 石原線、8・7・807号 石部駅南北線
- 3 事業施行期間 令和2年2月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

滋賀県告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県営住宅
- 2 指定管理者 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社 代表取締役社長 福田慎太郎
- 3 指定の日 令和7年3月13日

4 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 三井アウトレットパーク滋賀竜王 蒲生郡竜王町大字薬師字砂山1178-694

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社ジャヴァコーポレーション 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番2 代表取締役 内野伸彦ほか158者

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社ジャヴァコーポレーション 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番2 代表取締役 浅見幸正ほか154者

3 変更年月日 令和5年10月1日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業者を行う者の代表者の変更等のため

5 届出年月日 令和7年3月5日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町大字小口3番地

(2) 縦覧期間 令和7年3月28日から令和7年7月28日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年7月28日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

(1) 所在および地番 彦根市金沢町字松田2054番

(2) 地目 田

(3) 面積 1,172㎡

(4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 耕作予定者が当該地を相対により耕作していたが、利用権を更新しようとした際に、登記名義人が既に死亡しており、その相続人が不明のため、所有者等を確知することができなかった。当該農地は耕作予定者が現在も管理しており、耕作の継続を予定している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、認定農業者である借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、米、麦および大豆の作付けを行う。

4 希望する利用権の始期等

(1) 始期 令和7年6月1日

(2) 存続期間 5年1か月

(3) 借賃に相当する補償金の額 16,115円

5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和7年4月11日(金)

(2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

(1) 所在および地番 犬上郡甲良町大字尼子字位田2744

(2) 地目 田

(3) 面積 3,159㎡

(4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 耕作予定者が当該地を相対により耕作していたが、利用権を更新しようとした際に、登記名義人が既に死亡しており、その相続人が不明のため、所有者等を確認することができなかった。当該農地は耕作予定者が現在も管理しており、耕作の継続を予定している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、認定農業者である借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、米、麦および大豆の作付けを行う。

4 希望する利用権の始期等

(1) 始期 令和7年6月1日

(2) 存続期間 5年1か月

(3) 借賃に相当する補償金の額 157,950円

5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和7年4月11日(金)

(2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 犬上郡甲良町大字尼子字二町田2634および犬上郡甲良町大字尼子字古屋2509
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,777㎡および3,328㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 耕作予定者が当該地を相対により耕作していたが、利用権を更新しようとした際に、登記名義人が既に死亡しており、その相続人が不明のため、所有者等を確知することができなかった。当該農地は耕作予定者が現在も管理しており、耕作の継続を予定している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、認定農業者である借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、米、麦および大豆の作付けを行う。

4 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和7年6月1日
- (2) 存続期間 5年1か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 255,250円

5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和7年4月11日(金)
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量)
- 2 作業の地域 大津市桜野町二丁目
- 3 作業の期間 令和7年3月17日から令和7年4月30日まで

淀川水系志賀・大津圏域河川整備計画変更公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により淀川水系志賀・大津圏域河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により、滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室、土木交通部流域政策局および大津土木事務所において公表する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

淀川水系湖東圏域河川整備計画変更公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により淀川水系湖東圏域河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により、滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室、土木交通部流域政策局、総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係(湖東合同庁舎)行政情報コーナーおよび湖東土木事務所において公表する。

令和7年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

教育委員会告示

滋賀県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定に基づき、指定技能教育施設の連携科目等の指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月28日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

- 1 指定技能教育施設の設置者 滋賀県
- 2 指定技能教育施設の名称および所在地 滋賀県立高等技術専門学校(テクノカレッジ草津) 滋賀県草津市青地町1093
- 3 指定の解除をする連携科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
服飾デザイン	服飾文化
ファッション販売	生活産業基礎
縫製知識	ファッション造形基礎
縫製基本実習	ファッション造形
デザイン基本実習	
服飾製図実習	
縫製実習	
総合実習	課題研究

- 4 連携科目の廃止をする年月日 令和7年4月1日

琵琶湖海区漁業調整委員会指示
内水面漁場管理委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号
滋賀県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

- 1 指示の内容
- (1) 持ち出し放流の禁止 琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、県内の公共の用に供する水面およびこれと連接一体を成す水面からコイを持ち出して他の水面に放流してはならない。
- (2) 放流等の制限 県内の公共の用に供する水面およびこれと連接一体を成す水面へコイを放流する場合は、採捕したコイを採捕した同一水面へ放流する場合を除き、次のことを遵守すること。
- ア PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)によりコイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイ群でなければ、コイを放流してはならない。
- イ 生死を問わず、コイを遺棄してはならない。
- 2 指示の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

滋内水委告示第1号

内水面第5種共同漁業権漁場における令和7年度の目標増殖量を次のとおり定める。

令和7年3月28日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

内水面第 5 種共同漁業権漁場における令和 7 年度の目標増殖量

免許番号	漁業権者名	河川名	あゆ	こい	ふな	うなぎ	にじます	あまご	いわな	いわな卵	わかさぎ卵	もろこ ふ化仔魚
内共第号	(組合名)		(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(尾)	(尾)	(尾)	(粒)	(万粒)	(万尾)
1	勢多川	大石川					700	600	—			
2	勢多川	信楽川					2,000	2,500	200			
3	大戸川	大戸川	400									
4	土山	野洲川	800	—	100	3	5,000	6,000	4,000		2,000	
6	愛知川	愛知川	340				600	5,600	4,300			
7	奥永源寺	愛知川	600				2,000	30,000	20,000			
8	大滝	犬上川	180	—	30	3	3,000	8,000	1,000	20,000		
9	姉川上流	姉川	180				1,000	10,000	4,000			
10	草野川	草野川	80			—	2,500	3,000	3,000			
11	高時川	高時川・杉野川	320				3,000	2,000				
12	杉野川	杉野川	150			5		4,000	4,000			
13	丹生川	高時川	500					5,000	2,000			
14	余呉湖	余呉湖		—	500	50					3,000	10
15	高島鴨川	鴨川	50				2,000	3,000	1,000			
16	廣瀬	安曇川	1,000									
17	朽木	安曇川	2,760					10,000	10,000			
18	朽木	針畑川	240					3,000	3,000			
19	葛川	安曇川	600					10,000	5,000			
合 計			8,200	—	630	61	21,800	102,700	61,500	20,000	5,000	10

網掛け箇所は、漁業権魚種の設定なし。

ーの箇所は、種苗放流の予定なし。ただし、こいについては産卵床の設置等による増殖を行うもの。

注 1 種苗 1 尾の体重は、あゆ 4 g、にじます・こい 20 g、ふな・うなぎ・あまご・いわな 15 g を基準とする。

注 2 あまご、いわなを春に放流する場合は、それぞれ 2 g を基準とし、あまごは目標増殖量と同尾数、いわなは 4.4 倍の尾数を放流すること。

企 業 庁 規 程

滋賀県企業庁規程第 1 号

滋賀県企業庁電子署名規程（平成 18 年滋賀県企業庁規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

滋賀県企業庁長 藤 原 久 美 子

第 2 条第 9 号を次のように改める。

(9) 立会人型電子契約サービス 県および契約の相手方の指示に基づき、電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 文書管理システム 滋賀県文書管理規程（平成 17 年滋賀県訓令第 14 号）第 2 条第 16 号に規定する文書管理システムをいう。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、契約につき契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、立会人型電子契約サービスを用いて行うことができる。

第 4 条第 1 項中「名義は、」の右に「滋賀県企業庁長または」を加える。

第 7 条の見出しを「（証明書行使者）」に改め、同条第 3 項中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に、「あつては、」を「あつては」に改める。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県企業庁規程第 2 号

滋賀県企業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成 16 年滋賀県企業庁規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

滋賀県企業庁長 藤 原 久 美 子

別表滋賀県工業用水道条例施行規程（昭和 47 年企業庁規程第 11 号）の項を次のように改める。

滋賀県工業用水道条例施行規程（昭和47年滋賀県企業庁規程第11号）	第 8 条、第13条および第14条第 1 項
滋賀県公営企業会計規程（昭和47年滋賀県企業庁規程第10号）	第99条において準用する滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第222条第 1 項および第233条第 2 項ならびに第109条の規定によりその例によることとされる同規則第150条の 3 第 2 項および滋賀県建設工事執行規則（昭和58年滋賀県規則第30号）第 5 条第 1 項

付 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

正

誤

令和 4 年 3 月 29 日 付け 第 295 号 滋 賀 県 告 示 第 138 号 中

ページ	行	誤	正
7	27	同法第 3 項	同条第 3 項